

福岡県公報

平成17年6月15日
第2400号

目次

告示(第1164号-第1174号)

○解除予定保安林の所在場所等	(治山課)	……………	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	……………	1
○市の字の区域及び名称の変更	(地方課)	……………	2
○町の字の区域の変更	(地方課)	……………	5
○村の字の区域の変更	(地方課)	……………	5
○町の字の区域の変更	(地方課)	……………	5
○福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更	(出納事務局出納総務課)	……………	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	……………	12
○基本測量の実施	(土木管理課)	……………	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	……………	12
公 告			
○結核の予防のための施策の実施に関する計画の策定	(健康対策課)	……………	13
○福岡県インターネット動画配信業務の委託に係る提案の募集	(県民情報公報課)	……………	13
○平成17年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	(介護保険課)	……………	14
○平成17年度狩猟免許試験及び狩猟者講習の実施	(緑化推進課)	……………	16

正 誤

○都市計画事業の認可(平成17年5月福岡県告示第1082号)中正誤……………18

告 示

福岡県告示第1164号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
前原市大字川原字山神984の1・990・991の5・991の14から991の16まで(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備えて縦覧に供する。)

福岡県告示第1165号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成11年8月25日福岡県告示第1415号北九州都市計画道路事業3・3・19号4号線及び3・4・179号砂津長浜線(北九州市施行)の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業施行期間
平成11年8月25日から平成28年3月31日まで
- 2 事業地
(1) 収用の部分

平成11年8月25日福岡県告示第1415号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成11年8月25日福岡県告示第1415号の事業地に同じ

福岡県告示第1166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、前原市長から前原市の字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

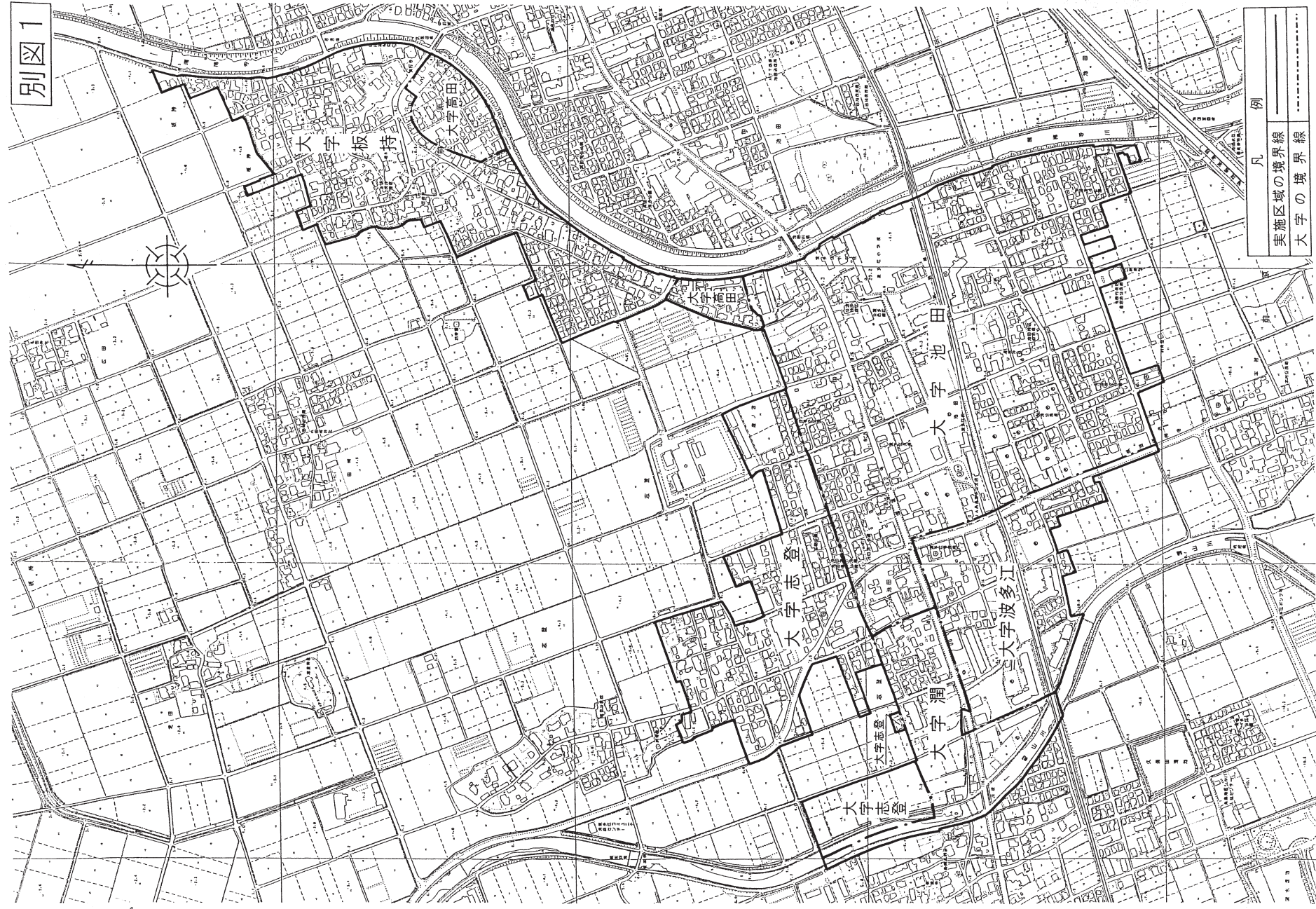
上記処分は、平成17年10月11日から効力を生ずるものとする。

平成17年6月15日

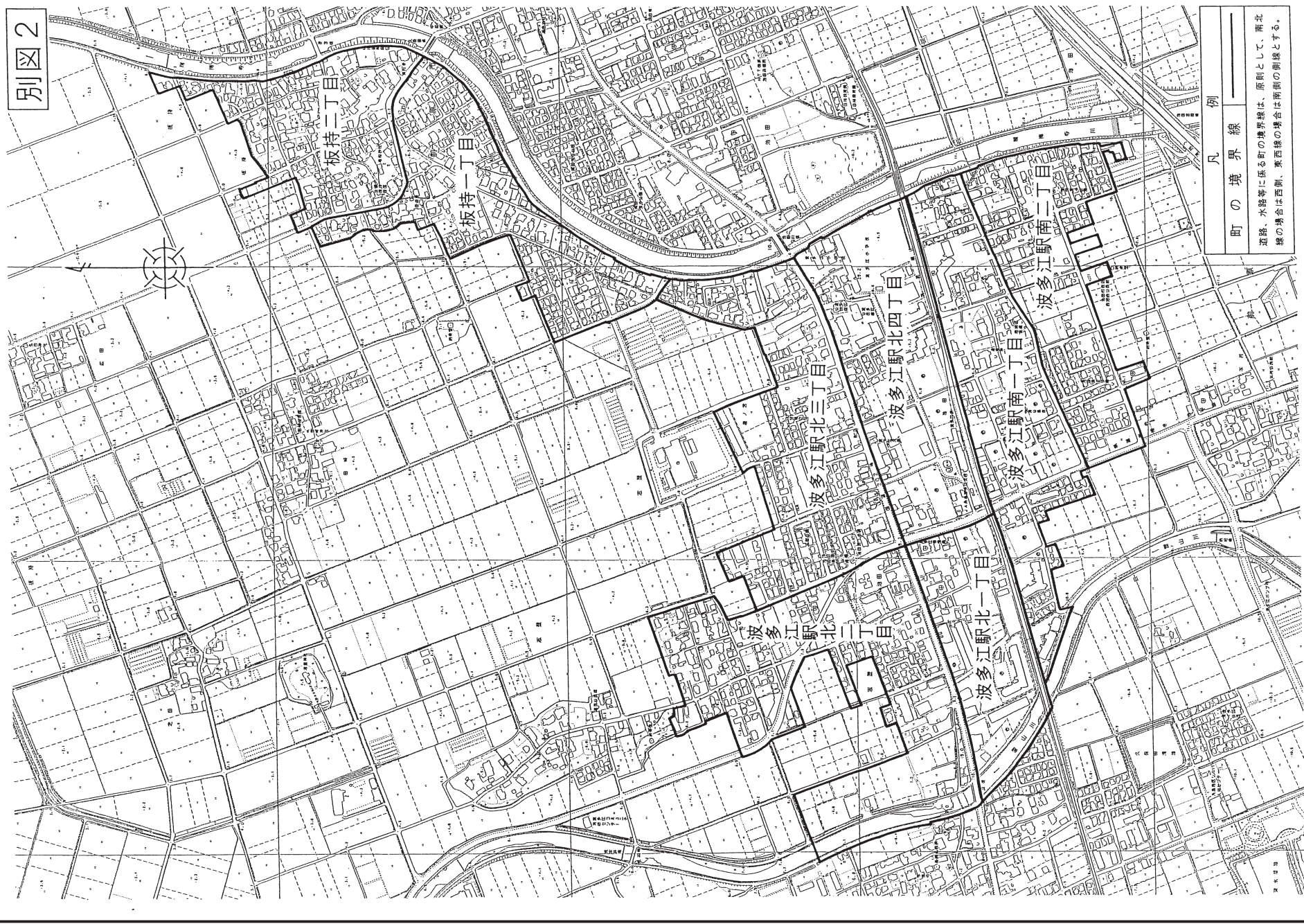
福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1



別図2



凡例

町の境界線
道路、水路等に依る町の境界線は、原則として、南北
線の場合は超画、東西線の場合は超画の断線とする。

福岡県告示第1167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、若宮町長から若宮町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、山口地区（弥ヶ谷換地区）土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を大字山口字上弥ヶ谷に編入する。

大 字	字	地 番
山 口	下弥ヶ谷	6151の1の一部、6151の2の一部、6174の1の一部
これらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部		

福岡県告示第1168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、矢部村長から矢部村の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、柚の里（蚪道）地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を大字矢部字上ノ山に編入する。

大 字	字	地 番
矢 部	小 窪	1358の1の一部、1358の3、1359の1の一部、1359の2、1359の5の一部、1359の6、1378の5の一部、1378の6
これらの区域に介在する道路である国有地の全部		

福岡県告示第1169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、添田町長から添田町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、県営榊田落合地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 次の区域を大字野田字長田に編入する。

大 字	字	地 番
野 田	大 テ キ	51の1
	別 タ	52の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 2 次の区域を大字榊田字柚ノ木に編入する。

大 字	字	地 番
榊 田	上 戸	1224の1、1224の2、1225の1、1225の2
	前 田	1226から1230まで
	堂ノ前	1231
	横 田	1238の2の一部、1239の2の一部
	踏 形	1240の一部、1241の一部
	戸井ノ本	1243の一部、1244の一部
	川久保	1250の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 3 次の区域を大字榊田字川久保に編入する。

大 字	字	地 番
野 田	川久保	1の1
榊 田	横 田	1238の1、1238の2の一部、1238の3、1239の1、1239の2の一部
	踏 形	1240の一部、1241の一部、1242
	戸井ノ本	1243の一部、1244の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 4 次の区域を大字榊田字中川原に編入する。

大字	字	地番
栴田	貴舟ノ本	1377の1、1378
これらの区域に隣接する水路である公有地の全部		

5 次の区域を大字栴田字貴舟ノ本に編入する。

大字	字	地番
栴田	御供垣	1394、1395の1、1395の2
	道請	1396の1、1396の2、1398の1
	堺目	1399から1401まで、1408の1、1408の8の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

6 次の区域を大字栴田字馬場に編入する。

大字	字	地番
栴田	元作	1549の1の一部、1549の4の一部

7 次の区域を大字栴田字元作に編入する。

大字	字	地番
栴田	井樋ノ口	1553の3の一部
	中朝田	1569の1の一部、1569の2、1570の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

8 次の区域を大字栴田字道田に編入する。

大字	字	地番
栴田	元作	1548の1の一部、1548の2の一部
	井樋ノ口	1553の1、1553の3の一部、1556の1、1557、1558の1
	野添	1562の1、1563の1、1564の1の一部
	中朝田	1569の1の一部、1570の一部、1571、1573から1575まで
	通田	1572
	小麦田	1576、1577の2
	西七ツへ	1577の1の一部

東七ツへ	1583の一部
中七ツへ	1584の3の一部、1584の4
貴船田	1594の1の一部
イヤ口	1595の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

9 次の区域を大字栴田字イヤ口に編入する。

大字	字	地番
栴田	道田	1579の1の一部、1581の一部、1582の一部
	東七ツへ	1583の一部
	貴船田	1594の1の一部
	川原田	1620の3の一部、1621の1の一部、1621の2の一部、1622の一部
これらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部		

10 次の区域を大字栴田字天神免に編入する。

大字	字	地番
栴田	野添	1561の23、1564の1の一部、1567の1、1567の4、1568の1、1659の1、1660、1661の1、1662の1、1662の16の一部
	西七ツへ	1577の1の一部、1578
	東七ツへ	1583の一部
	中七ツへ	1584の1、1584の3の一部
	林寄	1584の2、1587の一部、1588の一部
	森ヶ坪	1585、1586の一部
	日カケ	1589の一部
	木ノ本	1590の一部
	川原田	1593の1の一部、1591の一部、1665
	六反田	1649の一部
	柿ノ内	1650の1の一部
	縄手ノ下	1671、1673の1、1673の3

長 田	1664の一部、1666の一部、1670の1、1670の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

- 11 次の区域を大字榊田字川原田に編入する。

大 字	字	地 番
榊 田	東七ツヘ	1583の一部
	森ヶ坪	1586の一部
	林 寄	1587の一部、1588の一部
	日カケ	1589の一部
	木ノ本	1590の一部、1591の一部
	イヤ口	1604の一部、1618の一部、1619の2の一部
	久 田	1605の1、1605の2、1606、1607
	六反田	1647の一部、1649の一部
	長 田	1664の一部、1666の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 12 次の区域を大字榊田字六反田に編入する。

大 字	字	地 番
榊 田	小 拂	1636の1の一部、1637の1、1639の1、1641の1、1642の1
	塚 原	1643の1、1643の7、1644
	柿ノ内	1650の1の一部、1650の4
	フシヤ田	1651の2
	縄手ノ下	1656の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 13 次の区域を大字落合字板畑に編入する。

大 字	字	地 番
落 合	板バタ	3866の1、3866の3

- 14 次の区域を大字落合字棚町に編入する。

大 字	字	地 番
落 合	前	3956の1
	四ツ町	3987の1、3988の1、3989の1、3990の1
	入リウ	3997の1、3997の4の一部
	入 鳥	3998の1、3998の4
	入 字	4000の1
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部		

- 15 次の区域を大字落合字深田に編入する。

大 字	字	地 番
落 合	棚 町	3986の2
	四ツ町	3987の2、3987の5、3988の2、3988の4、3989の2
	榎木田	4006の1の一部、4006の6の一部、4006の10、4008の1の一部、4008の2から4008の4まで
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 16 次の区域を大字落合字榎木田に編入する。

大 字	字	地 番
落 合	前	4001の2
	柳 原	4003の2、4003の3
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

- 17 次の区域を大字落合字中添に編入する。

大 字	字	地 番
落 合	榎木田	4006の1の一部、4007の1、4008の1の一部
	深 田	4009の1、4009の2の一部、4014の1の一部
	屋敷田	4010の1
	神 田	4012の1
	立田ヤシキ	4016の1、4016の4の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

18 次の区域を大字落合字川端に編入する。

大字	字	地番
落合	中川原	4018の1から4018の3まで、4019の1、4019の2、4020
	ドイノ下	4021の1、4021の2
	源蔵原	4022の1から4022の3まで
	堂面	4025の1、4025の2、4026、4036の1、4037
	榎木ノ下	4028、4029の1、4030の1、4030の2
	榎ノ下	4031の1、4031の2、4035の1
	縄手ノ下	4032の1の一部、4032の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

19 次の区域を大字落合字堂ノ前に編入する。

大字	字	地番
落合	蛭子町	4122の1、4122の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

20 次の区域を大字落合字森ノ下に編入する。

大字	字	地番
落合	堂ノ前	4121の一部
	川端	4123
	戸樋ノ口	4124、4126の1
	畑田川端	4125
	七畝切	4130の1
	石原畑田	4131、4132の1、4132の2
	丸町	4133
	仲把佐田	4134の1、4134の2
	野添	4135の1、4135の3

森ノ下フケ	4139 4140
ヲシ氏田	4141、4142の1、4147の1、4148

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

21 次の区域を大字落合字長塚に編入する。

大字	字	地番
落合	瀬戸	4225の1の一部
	半田	4226
	ドラデ	4227の一部
	松木田	4229の1の一部
	ミツエ	4244の1の一部、4244の2の一部
	入鳥	4247の一部
	柿本ノ本	4251の一部
	槇木ノ下	4252の一部
	内屋舗	4253
	内屋敷	4254の1、4254の2
	土居ノ内	4260
	槇木田	4261
	縄手ノ上	4338の5
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

22 次の区域を大字落合字原田に編入する。

大字	字	地番
落合	瀬戸	4225の1の一部、4230
	ドラデ	4227の一部
	八畝切	4228
	松木田	4229の1の一部、4229の2
	瀬戸縄手	4231

繩手ノ上 瀬戸	4232の1
繩手ノ上	4233の1
瀬戸繩手 ノ上	4239の1
大石淵	4240の1
石佛	4242の1
ミツエ	4244の1の一部、4244の2の一部
長塚	4246の一部
入鳥	4247の一部
柿添	4248
石原	4249の1
柿木ノ本	4251の一部
槇木ノ下	4252の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

23 次の区域を大字落合字七ツ江に編入する。

大字	字	地番
落合	繩手ノ上	4338の1
	下田ノ前	4296
	屋敷畑	4335

これらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

24 次の区域を大字柘田字塚目に編入する。

大字	字	地番
落合	深田	4014の1の一部
	中添	4015の一部
	立田ヤシキ	4016の4の一部

25 次の区域を大字落合字五反田に編入する。

大字	字	地番
落合	川畑	3115、3116の1、3117の1、3118の1

26 次の区域を大字落合字久保田に編入する。

大字	字	地番
落合	屋敷田	3120の1
	溝ノ上	3121
	遠ヤタ	3127の一部

これらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部

27 次の区域を大字落合字屋形原に編入する。

大字	字	地番
落合	久保田	3122の一部、3124の1、3129の1の一部、3129の2、3131の一部、3132の一部
	屋敷田	3123の1の一部
	前	3125の1
	唐戸石	3126
	遠ヤタ	3127の一部
	日焼	3128
	中添	3130
	石原岸高	3133の1、3133の2から3133の4まで
	石原	3134の1から3134の3まで、3135の1から3135の3まで
	繩手ノ下 川端	3136の1、3136の2、3137、3137の2、3137の3
	繩手ノ下	3138の1、3138の2、3148
	三角	3139の1、3139の2
	ヒヤケ	3140の1、3140の2、3147の1、3147の2
	中添	3141の1、3141の2
	溝ノ下	3142の1、3142の2、3143の1、3144の1、3144の4、3145の1、3146の1

炭 釜	3149の1、3149の4
無者田	3152の2、3153の2

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

28 次の区域を大字落合字羈に編入する。

大 字	字	地 番
落 合	ソノ田	3451、3452の一部、3454の一部、3474の1の一部、3474の2の一部、3475の一部
	上 角	3453の一部
	市 田	3455の一部
	ヒヤケ	3473の一部
	古賀ノ本	3476の1
	ヤシキ	3477の1の一部、3482の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

29 次の区域を大字落合字其ノ田とする。

大 字	字	地 番
落 合	上 角	3453の一部
	ソノ田	3452の一部、3454の一部、3474の1の一部、3474の2の一部、3475の一部
	市 田	3455の一部、3470、3471
	ヤシキ	3466、3477の1の一部、3479の一部、3482の2の一部
	ヤシキ畑	3467
	日 焼	3472
	ヒヤケ	3473の一部
	内ヤシキ	3478の一部
	石 原	3480
	深 田	3481、3486の一部
	これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

30 次の区域を大字落合字大行事に編入する。

大 字	字	地 番
落 合	内ヤシキ	3478の一部
	ヤシキ	3479の一部
	深 田	3486の一部、3487、3488、3489の1、3490、3496の1
	宮ノ上	3581の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

31 次の区域を大字落合字前に編入する。

大 字	字	地 番
落 合	上 角	1051の1、3604
	神 田	3594の1
	マ へ	3595の2、3596の一部
	深 田	3597の1、3598の2、3600の1、3609の1、3609の4
	ヒヤケ	3607の1の一部、3607の2の一部、3607の3、3607の4
	棕ノ木田	3608の1から3608の4まで
	石 原	3611の一部
	横 枕	3612の1の一部、3612の2の一部、3612の3
	屋敷畑前	3615の1
	これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

32 次の区域を大字落合字ヒヤケに編入する。

大 字	字	地 番
落 合	横 枕	3612の1の一部、3612の2の一部
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部		

33 次の区域を大字落合字深田に編入する。

大 字	字	地 番
落 合	石 原	3611の一部
この区域に隣接する道路である公有地の全部		

34 次の区域を大字落合字上ノ山とする。

大字	字	地番
落合	川原	3019、3024、3025
	前	3034、3035
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

35 次の区域を大字落合字前に編入する。

大字	字	地番
落合	屋敷	3032
	屋敷畑	3033
	ヤシキノ上	3036の1、3036の2
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

36 次の区域を大字落合字森ノ下に編入する。

大字	字	地番
落合	井手ノ本	3054、3058の1、3058の2、3062
	川原田	3059の1、3059の2、3060、3061、3074の1の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

37 次の区域を大字落合字清水に編入する。

大字	字	地番
落合	森ノ下	3073の1の一部、3073の3の一部、3077の1、3077の2、3078の1、3078の2
	川原田	3074の1の一部
	河原田	3075、3076
	ヒヤケ	3099の1、3099の2
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部		

38 次の区域を大字落合字流田に編入する。

大字	字	地番
落合	岸高	3217の1の一部、3217の4の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

39 次の区域を大字落合字岸高に編入する。

大字	字	地番
落合	流田	3216の1の一部
	道ノ下	3221
	岩高石ノ本	3244の一部

40 次の区域を大字落合字井手ノ原に編入する。

大字	字	地番
落合	岸高	3219の一部、3220の2の一部
	川端	3243
	岩高石ノ本	3244の一部、3246
	河原田	3247の1、3248、3249の1の一部、3250の1
	川原田	3251の1、3251の2、3252
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

福岡県告示第1170号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新事項	1	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内 財団法人福岡県警友会	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45箇所 (今回変更した売りさばき所 八女郡黒木町大字桑原256八女東部交通安全協会内 財団法人福岡県警友会八女支部 豊前市大字荒堀529豊前築上交通安全協会内 財団法人福岡県警友会豊築支部)	平成17年5月30日
旧事項			福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル内外45箇所 (今回変更した売りさばき所 八女郡黒木町大字桑原248-1黒木警察署内 財団法人福岡県警友会八女支部 豊前市大字荒堀529-1豊前築上交通安全協会 財団法人福岡県警友会豊築支部)	

福岡県告示第1171号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ルミエール太宰府店
 - 所在地 福岡県太宰府市大字大佐野字篠原68番地
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1172号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 測量の種類
基本測量（基準点改測作業）
- 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
福岡市、前原市、志摩町	平成17年7月1日から 平成17年12月20日まで

福岡県告示第1173号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
田川市大字弓削田字ハセコ416番1から416番12まで及び420番1から420番22まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川市大字位登1529番1
株式会社 大栄工業 代表取締役 原田 春男

福岡県告示第1174号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
粕屋郡粕屋町大字戸原字野間272番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
粕屋郡粕屋町大字戸原69番地
長 延企

公 告

公告

結核予防法（昭和26年法律第96号）第3条の4第1項の規定に基づき、結核の予防のための施策の実施に関する計画を策定したので、同条第5項の規定により公表する。

なお、当該計画は、福岡県保健福祉部健康対策課において縦覧に供する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

計画の概要

1 主要目標

- (1) 達成目標年 2010年（平成22年）
- (2) 主要指標
 - ア 全結核罹患率（人口10万人対） 18以下
 - イ 生後6ヶ月までの予防接種率 90%以上
 - ウ 治療失敗・脱落率 5%以下
 - エ 菌検査結果把握率 100%

2 主要施策

(1) 結核の予防

乳児早期のBCG接種推進、発症リスクに応じた定期健診の効率化、接触者健診の強化、医療機関における早期の患者発見

(2) 結核患者に対する適正な医療の提供

結核病床の整備、結核医療の質の確保（標準的治療の普及、入退院基準の明確化

、専門的支援）、直接服薬確認療法（DOTS）の推進 等

3 基盤整備

- (1) 結核に関する情報の収集と還元
- (2) 人材の養成と資質向上
- (3) 啓発及び人権への配慮 等

4 その他の重要事項

施設内感染対策、小児結核対策、多剤耐性結核対策

5 推進及び評価体制

公告

次のとおり福岡県インターネット動画配信業務の委託に係る提案を募集します。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

福岡県インターネット動画配信業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

次に掲げる(1)から(5)までの条件（共同体で参加する場合は(1)から(7)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）（共同体で参加する場合にあっては、この条件に該当する者が1人以上含まれていること。）
- (2) 福岡県内に本社又は事業所を有する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管

達第82号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

- (5) 過去に動画コンテンツの企画・編集・制作又は配信を行った実績があること。
- (6) 共同体で参加する場合の各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。
- (7) 共同体参加者は、3者以内で構成されていること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県総務部県民情報広報課広報係
電話番号 092-643-3102

- (2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成17年6月21日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 説明会の開催

ア 日時

平成17年6月21日(火)午後2時00分から

イ 場所

福岡県庁2号会議室

- (4) 提案参加申込み

ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

イ 申し込み期限

平成17年6月21日(火)午後5時00分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

エ 提出方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない)。

- (5) 提案書の提出

ア 期限

平成17年7月4日(月)午後5時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない)。

エ 提案書の審査

提案書の内容について、必要に応じてヒヤリングを実施する。評価結果については、県庁内に評価委員会を設け審査する。

公告

平成17年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

試験は、福岡県介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱(平成10年7月福岡県告示第1201号)第4条に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 日時及び場所

日	時	場 所

平成17年10月23日（日曜日）	午前10時～	太宰府市五条3丁目11番25号 第一経済大学
		北九州市小倉南区北方4丁目2番1号 北九州市立大学
		宗像市大字赤間文教町1番1号 福岡教育大学

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区分	問題数	
介護支援分野	25問	
保健医療福祉サービス分野	介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。	15問
	保健医療サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「保健医療サービス分野の知識等」という。）。 基礎 総合	5問
	福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること（以下「福祉サービスの知識等」という。）。	15問
合計	60問	

(4) 解答免除

次の表に掲げる法定資格を有する者については、保健医療福祉サービス分野における当該資格に係る事項の問題について、当該資格に応じ、表の右欄のとおり解答を免除する。なお、甲、乙又は丙の資格を重複して有する者は、当該資格に応じた問題の解答をそれぞれいずれも免除する。

法定資格取得者	免除の区分及び問題数
---------	------------

甲	医師、歯科医師	保健医療サービス分野の知識等 基礎 総合	15問 5問
乙	薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む。）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービス分野の知識等 基礎	15問
丙	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識等	15問

(5) 試験時間

解答時間は120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。ただし、解答免除対象者については、免除問題1問あたり2分（点字受験者は3分、弱視等受験者は2分36秒）で計算した時間を差し引くこととする。

3 受験手続受付期間

(1) 受験の申込み方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料6,500円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で福岡県保健福祉部介護保険課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「介護保険課」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料6,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、平成17年8月1日（月曜日）から平成17年8月31日（水曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

平成17年12月上旬までに受験者全員に対し、可否の通知を行う。

5 その他

受験手続きその他の問い合わせは、介護保険課（直通電話092-643-3322）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、あて先及び郵便番号を明記して240円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

平成17年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成17年6月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成17年9月9日 (金曜日)	福岡市中央区赤坂1丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所
	甘木市大字甘木2014-1	福岡県甘木総合庁舎	甘木農林事務所
	北九州市八幡西区則松3丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
	嘉穂郡庄内町大字仁保字高尾8-30	筑豊ハイッ	飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
	行橋市中央1丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
平成17年10月2日 (日曜日)	福岡市中央区赤坂1丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する20歳以上の者で、狩猟者講習の受講資格を有しないもの及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規

定する免許の欠格事由に該当しないもの

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令並びに猟具及び鳥獣に関する知識について	午前9時30分～午前11時
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時～正午
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網・わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～午後5時

3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成17年7月7日 (木曜日)	甘木市大字甘木2014-1	福岡県甘木総合庁舎	甘木農林事務所
平成17年7月8日 (金曜日)	行橋市中央1丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所
平成17年7月22日 (金曜日)	福岡市中央区赤坂1丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡農林事務所
平成17年7月26日 (火曜日)	嘉穂郡庄内町大字仁保字高尾8-30	筑豊ハイッ	飯塚農林事務所
平成17年8月2日 (火曜日)	北九州市八幡西区則松3丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	八幡農林事務所
平成17年8月5日 (金曜日)	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	筑後農林事務所
平成17年9月4日 (日曜日)	行橋市中央1丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	行橋農林事務所

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成14年度において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（一

種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	午前9時30分～午前10時30分
鳥獣の判別	午前10時30分～午前11時30分
猟具の取扱い	午前11時30分～午後0時30分
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午後1時30分～午後5時

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、次に掲げるものを添えて、この告示の日から試験又は講習実施日の10日前までに申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.6センチメートル横2.4センチメートルのもの）をはった受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合を除く。）

(ア) 精神分裂病にかかっている者

(イ) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ウ）に掲げるものを除く。）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又

は著しく低い者（ウ）に該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,300円（試験の一部を免除される者にあつては4,000円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,300円（試験の一部を免除される者にあつては4,000円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

エ 80円切手をはった返信用封筒（受験票又は受講票の送付を受けようとする者に限る。）

(2) 狩猟免許は、網・わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の3種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網・わな猟免許は、銃器以外の猟具を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

ウ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

6 注意事項

(1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時から同9時25分までの間に行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。

ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合

イ 受験中又は受講中無断で退席した場合

ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合

エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合

(3) 手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があつても返還しない。

(4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を持参すること。

(5) その他詳細については、福岡県水産林務部緑化推進課保護係又は各農林事務所総務課に問い合わせること。

正 誤

発行年月日	公報番号	種 類	同左番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・5・30	2393	告示	1082	2	○		13		福岡都市計画道路事業	福岡都市計画道路事業●